



成城大学

治療的司法研究センター

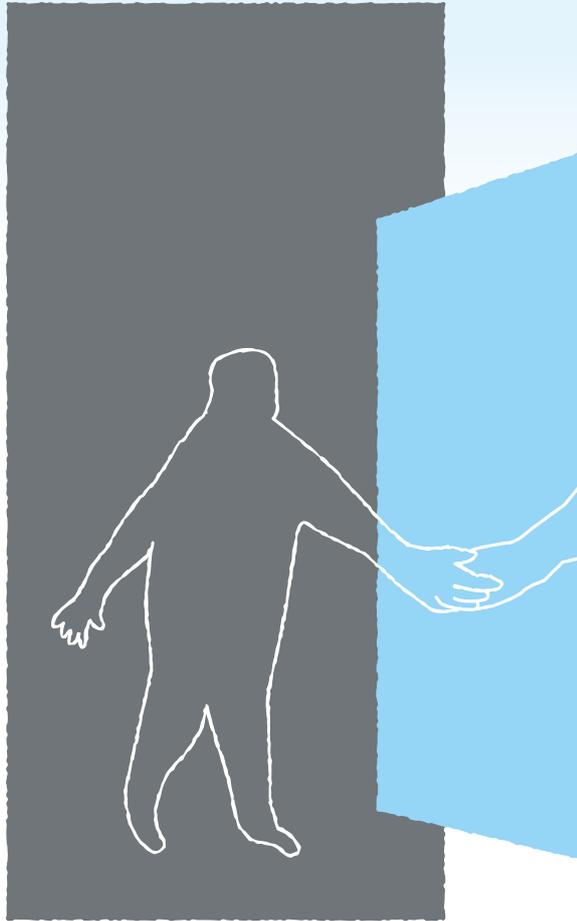


illustration by Yuki SUZUKI, design by Mayu

【センター趣旨】

2017年春に、罪を犯した人に対する刑罰中心型の刑事司法から医療や福祉などの支援を基盤とした更生志向型の刑事司法への転換を促す「治療的司法」という考え方を研究するために日本で初めて創設された専門研究機関です。治療的司法とはtherapeutic justice(TJ)の訳語です。therapeuticとはセラピーにも通じる意味ですが、支えや支援を必要としている人に対するケア的な意味合いです。「治療」と聞くと医学的なイメージですがそうではなく、広い意味でサポート的な概念です。この考え方は1980年代に米国で生まれ、今ではその理論はもちろん、具体的に薬物専門法廷などの問題解決型の裁判所を支える理念として世界中で広がっています。この治療的司法(TJ)が実践的意味を持つ一方、TJを支える理論が「治療法学(therapeutic jurisprudence)」と呼ばれています。センターでは、この理論に基づく専門的な調査研究をおこない、TJ精神の日本社会への普及啓蒙に努めています。

【ごあいさつ】

センター長 指宿 信

Makoto Ibusuki



センターの立ち上げ以来、センター長を務めています。専門は刑事訴訟法学です。日本の刑罰制度の実情を長年見ていて、何度も受刑する人たちが多くことに気付き、この問題をなんとか解決する方法はないかと考えて治療的司法にたどり着きました。センターにはこの理念に共鳴する研究者が集まっています。本学教員の研究員、ポスドク研究員、多数の客員研究員(学外の弁護士や研究者など)などです。TJの調査研究は心理学(家族心理、臨床心理)、社会学(家族社会)、法学(刑事法、少年法、刑事政策など)、精神医学領域など多岐に渡っており、様々な分野の専門家が集結しています。多様な学協会でTJに関する議論の場を活発に提供しています。2022年度からは更に学外の研究者との連携協力を強めるため、国内の研究教育機関などから招聘研究員制度(国内研究員)を開始する予定で、一緒に調査研究を進めたい研究者を募集します。ぜひご応募ください。

市民社会と治療的司法

2021年6月15日付けの「都政新報」の「主張」欄に、「真の共生社会の実現を一治療的司法(TJ)の研究と実践」という記事を掲載して頂きました。

そこでは、センターの活動紹介のほか、地域の皆様にTJを身近に感じて頂くため、多方面にわたるTJ的なアプローチを紹介しています。

まず、誤解されがちな「治療」について、この概念が医師の治療に限定されるものではなく、自助グループや地域社会等における人とのつながりが極めて重要であることをお伝えしました。そして、その人の抱える「生きづらさ」に焦点をあわせ、寄り添いながら問題を解決していくというTJ的なアプローチは、地方公共団体における地方再犯防止推進計画の実施においてのみならず、多頭飼育問題やいわゆる「ゴミ屋敷問題」といった生活問題の解決にも役立つのではないかと提言を行っています。海外のいわゆる「問題解決型裁判所」は日本には存在しませんが、近年では日本においても、刑務所内で再犯防止プログラムが導入されたり、刑事司法の入口・出口において多機関が連携して支援にあたるようになったり、刑事弁護の世界でTJ的なアプローチが広がりつつあることも紹介いたしました。



●客員研究員のプロフィール

富樫 景子 (駒澤大学法学部専任講師) **Keiko Togashi**

1977年新潟県生まれ。博士(法学)。専門は刑法。東北大学法科大学院助教を経て現職。治療的司法(TJ)の実践に感銘を受け、刑事法理論との接続を研究し始めたばかり。共同研究者募集中。



都政新報2021年6月15日号

治療的司法の弁護実践

2019年9月1日発行の「月刊弁護士ドットコム」の表紙及び「フロントランナーの「肖像」特別対談」にて、私と社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する坂本千花弁護士が集まりました。私は表紙の写真を撮影する際、法廷等で着用するスーツ姿ではなく、鮮やかなオレンジ色のワンピースを選びました。理由は、10年ほど前の弁護士になりたての頃、私のように被疑者・被告人に対して必要な治療やケアを考える治療的司法の実践は「弁護士の仕事ではない」と揶揄され悔しかったからです。時を経て、今や「治療的司法を実践する弁護士」が弁護士向け雑誌の表紙になる時代が訪れたことはとても嬉しく、弁護士を象徴する向日葵色に気持ちを重ねました。

同誌の特集では、私や坂本弁護士が日々実践している弁護活動について、私たちなりの努力や挑戦についてお話をしています。私は、「治療的司法」は、社会から問題解決を期待されている「司法」にとって非常に重要な意味を持つ反面、日本の裁判システムにおいてその実践は弁護士が主体的に担わざるを得ない現状などを、経験を交えてお話ししています。同誌をきっかけに弁護士業界でも「治療的司法」が広く認知されるようになりました。



●客員研究員のプロフィール

菅原 直美 (弁護士会) **Naomi Sugawara**

1978年北海道生まれ。2010年弁護士登録(現在の所属は多摩の森総合法律事務所)のほか、保護司も務める。弁護士としては主に国選事件の情状刑事弁護に注力しており、事件の背景にある問題(アルコールやギャンブル依存、人間関係依存など)に配慮し、依頼者に必要な支援やケアを提供することで根本的な紛争解決を目指し日々実践を行っている。



「月刊弁護士ドットコム」の表紙撮影風景

依存の問題について刑事司法に何ができるのか

「薬物問題」を考えるにあたって

「薬物問題」という言葉から何をイメージされたでしょうか。著名人の逮捕や大事なものを失う危険なものというものなど様々あるでしょう。しかし、その多くは薬のせいではなく刑事司法に巻き込まれることによって起きています。つまり薬物によって社会生活の一部を失うのではなく刑事司法が関連することで失うものが多いのです。こういった刑事罰が前提に行われる薬物使用や依存症対策には大きな偏見とともに弊害が伴います。この点が、国連をはじめ「人権侵害」にあたる指摘されるようになっていきます。

人の偏見によって立法化や厳罰化がなされるものは数多いですが、こと犯罪に関するものは思い込みによるものが多いです。また、薬物については、必ずしも依存性が高く使用者自身にも周りの人に対しても危険度が高いものほど違法になっているわけではないという複雑なものとなっており、ダメだからダメというエビデンスに依らない刑事政策になりがちです。ヨーロッパを中心に進められるハーム・リダクションはエビデンスを基にして問題使用が減少することに注目し政策を進めています。また、依然として刑事司法で取り扱う国もいかに偏見が生じずに依存症回復につながりに注目して取り組んでいます。世界はすでに本人の意思の問題や刑事罰で威嚇する薬物対策から前に進んでいるのです。



●客員研究員のプロフィール

丸山 泰弘 (立正大学法学部教授) **Yasuhiro Maruyama**

1980年京都府生まれ。博士(法学)。龍谷大学矯正・保護総合センター博士研究員などを経て現職。2017年にロンドン大学、2018年-20年にカリフォルニア大学バークレー校客員研究員。主著に「刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義」(日本評論社、2015年「守屋研究奨励賞」2016年)、共著に「行為依存と刑事弁護」(日本加除出版、2021年)など。



NHK

NHKと huffingtonpost などで報じられました。



huffingtonpost



南 保輔

Yasusuke Minami

2011年からダルクについて、社会学の立場からフィールド調査とインタビュー法を活用して調査研究をしています。

ダルク(DARC, Drug Addiction Rehabilitation Center)は、薬物依存からの回復者のリハビリテーション施設を運営する団体です。1985年に最初のダルクが開設されました。現在全国に約60団体があります。薬物依存からの回復は可能なことですが、生涯つづくものです。ダルクでは、2年間の入寮生活でその基盤づくりをしています。薬物依存者の自助組織としてNA(Narcoics Anonymous, エヌエー)があります。ダルクでは、スタッフもNAメンバーで薬物依存からの回復者です。ダルクの利用者もNAメンバーとなり回復に取り組んでいきます。中心的な活動のひとつは、「言いつばなし聞きつばなし」ミーティングです。薬物への欲求をはじめとしてなんでも正直に話すことが回復への道です。ダルク入寮初期は、午前と午後にダルクでのミーティング、夜のNAミーティングと1日3回ミーティングに参加します。退寮後もNAミーティングに出づける、それにつなげることがめざされます。

【著書紹介】



南保輔ほか(編)
「ダルクの日々—
薬物依存者たちの
生活と人生(ライフ)」
知玄舎(2014)



南保輔ほか(編)
「当事者が支援する—
薬物依存からの回復
ダルクの日々パート2」
春風社(2018)



あるダルクのミーティングルームです。ミーティングで読み合わせするパンフレットが置かれています。NAの12ステップなどが書かれています。



金澤 由佳

Yuka Kanazawa

私は、主に精神障害者および触法精神障害者に対する強制的な医療と支援について研究をしています。

日本において、強制的な医療は、「本人のため」に行われる一方で、長年<人権侵害>とわれながら遂行されてきました。近年は「退院後」も措置入院患者に対して支援を行う退院後支援計画が出されており、このような制度は、ヒトを監視しているとも言われ、新たな<人権侵害>の面をもつ分野です。そこで、「入院時」・「入院中」・「退院時」において、患者の「同意」や「意思」に着目し、現行法上の全制度(精神保健福祉法、医療観察法)を対象として実証的研究を行い法制度の検討をすることにしました。実際に、退院された患者さんのご理解とご協力を得て、インタビューを実施させていただいているところです。

この研究が、強制的な医療の臨床・福祉の現場において新しい知見を付与するデータとして確立し、最終的には、<人権侵害>の軽減と配慮を念頭においた<人権擁護>を行う医療及び支援につながることを目指しております。

また、私は国立精神神経医療研究センターの研究員として、薬物依存症に関する研究にも参加させていただいており、生の臨床を身近に「治療」と「法」の関係性について考える機会を大切にしています。

学生サポーター制度

センターでは、現役大学生が「学生サポーター」となって、センターの企画運営のお手伝いや勉強会を通じて、TJについて学びを深める制度を設けています。現在は、成城大学・駒澤大学の学生10名程がサポーターとして活躍中です。

企画運営では、「成城 学びの森」コミュニティ・カレッジ(2019秋冬講座)での「罪を犯した人の立ち直りを考える:問題解決とその方策」の実施サポート、センターオリジナルグッズの製作等を行いました。現在は、YouTube動画配信の実施サポートや視聴レポートの作成を継続的に行っており、学生サポーターを紹介する動画も自分たちで作成しました。

勉強会では、TJに関連する映画の観賞会、元最高裁判事へのインタビュー、薬物依存政策を学ぶ大学院生を招いての学習会などを行っています。コロナ禍で中止せざるを得なかったイベントもありますが、学びは継続しております。現在はオンライン上での学習を積極的に実施しております。皆でTJに関する書籍を読んだり、刑罰制度に関する映画を見て内容を分かち合う会を続けています。関心のある学生さんは是非センターまでご連絡下さい。



学生サポーター

【治療的司法 (TJ) ジャーナル】

2018年3月に創刊したセンター編集発行のオンラインジャーナルです。現在4号まで発行済みです。論説、研究ノート、判例研究、翻訳、講演録、書評、資料については原稿を公募しています。執筆要綱を参照の上、是非投稿ください。お待ちしております。



TJジャーナルURL



【研究員制度】

成城大学の教員(研究員)のほか、客員研究員、PD研究員が所属しています。新たに招聘研究員(国内の教育研究機関にポストを持ちつつ一定期間、当センターで研究に専念する)や学振特別研究員のポストを2022年4月新設予定です。治療的司法に関心を持つ研究者の参加をお待ちしています。詳細はセンターホームページで公表します。



TJセンター組織

治療的司法研究センター

検索

【プロジェクト紹介】

現在センターでは8つのプロジェクトが稼働しています。①教育研修、②宣伝広報、③研究開発、④出版、⑤翻訳、⑥政策、⑦国際連携、⑧国内連携です。①は成城大学の社会人向けコミュニティカレッジへのコンテンツや学生サポーターの学習プログラム、弁護士向けの研修事業などの企画・提供です。②はYouTube公式チャンネルを用いたTJに関する広報活動などです。③は臨床面、理論面での研究調査やTJ的な手法の開発です。外部研究費を獲得して、海外での学会にも参加、報告しています。④は出版やオンラインジャーナルの刊行です。書籍として2018年に第一法規から『治療的司法の実践 更生を見据えた刑事弁護のために』を出版しました。毎年3月にはジャーナルを刊行、センターホームページ上で閲覧可能です。⑤は、海外のTJに関する重要な論稿やシンポジウム等での海外講師の講演内容を訳出してジャーナルに掲載しています。⑥は公的部門への政策提言や国会議員などへの情報提供です。⑦は国際的なTJのネットワークへの参加と世界TJ協会日本支部の活動、⑧は罪を犯した人の社会復帰や再犯防止の問題に取り組む国内の専門機関との連携です。

YouTube センター YouTube チャンネルのご紹介



当センターではTJに関する情報発信のためYouTube公式チャンネルを立ち上げました。立ち上げイベントは2021年5月22日に配信開始、同年7月からは月1回「なおみんと学ぶ! TJ入門」と題し、定期的にTJの実践を配信しています。



第1回配信 オープニング画面



第5回配信 (2021年11月分)
ゲスト 丸山泰弘さん (立正大学教授)



第1回配信 (2021年5月分)
ゲストとスタッフ、学生サポーター